

馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会 規約(改正案)

協議会の法定化による改正。

【改正箇所新旧対比表】

改正前	改正後
(名称) —	(名称) 【追加】 3 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく協議会とする。
(附則) —	(附則) 【追加】 平成30年 6月 1日改正
別表1(構成員)	別表1(構成員) 【追加】 青森県知事

馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会 規約(改正案)

(名称)

第1条 この会議は、馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会(以下「協議会」と称する。

2 馬淵川とは、国土交通省管理及び青森県管理の支川を含む馬淵川流域の河川を指すものとする。

3 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく協議会とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨等により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、馬淵川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。

5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とし、別に定める傍聴規定によるものとする。ただし、実施内容によって協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等

で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、青森河川国道事務所(調査第一課及び河川管理課)及び青森県(河川砂防課)が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議が必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月 9日から施行する。

平成28年10月 4日改正

平成29年 5月30日改正

平成30年 6月 1日改正

- (構成員) 八戸市長
三戸町長
南部町長
五戸町長
田子町長
新郷村長
- 青森県知事
- 青森県 県土整備部長
青森県 危機管理局長
気象庁 青森地方气象台長
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 調査第一課、河川管理課、
青森県 河川砂防課

- (構成員) 八戸市 防災危機管理課長
三戸町 総務課長
南部町 建設課長
五戸町 総務課長
田子町 総務課長
新郷村 総務課長
青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループマネージャー
青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループ グループマネージャー
気象庁 青森地方气象台 観測予報管理官
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 調査第一課、河川管理課、
青森県 河川砂防課

「馬淵川の総合的な治水対策協議会」規約

第1条（目的）

馬淵川の総合的な治水対策協議会（以下「協議会」という。）は、平成18年10月出水及び平成23年9月出水など、近年の出水による災害の防止と軽減を図るため、おおむね5年程度で実施する「馬淵川の総合的な治水対策」の策定と総合的な治水対策の実施について協議することを目的とする。

第2条（組織）

協議会は、青森河川国道事務所、青森県県土整備部、青森県三八地域県民局、八戸市、南部町、三戸町の各機関をもって構成する。（別紙－1）

- 2 協議会の中に実務者レベルによる検討の場としてワーキンググループを設置する。（別紙－1）

第3条（会長）

協議会は会長を置くこととし、会長は青森河川国道事務所長とする。

- 2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。

第4条（協議会の開催）

協議会は、総合的な治水対策の策定及び治水対策の実施にあたり、会長が必要と認めるときは、会長がこれを招集する。

第5条（公開）

協議会は原則、公開とする。但し、会長が非公開と判断した場合は、会長がこれを決定する。

第6条（事務局）

協議会の事務局は、青森河川国道事務所におく。

第7条（規約の改正）

本規約の改正は、協議会の決議を経なければならない。

第8条（雑則）

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第9条（協議会並びに規約の経過措置）

この協議会並びに協議会規約は、「馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会」にて移行が了承された時点で解消とするが、協議会の移行とならなかった場合においては本規約第1条から第8条に基づき協議会を運営するものとする。

付則

本規約は、平成18年11月21日から実施する。

平成24年8月22日 一部改訂。

平成29年11月20日 一部改訂。